

特定非営利活動法人会津女子ベースボールクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人会津女子ベースボールクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県会津若松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、女子硬式野球チーム運営に関する事業を行い、地域のスポーツ振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 女子硬式野球チームの運営、育成及び指導

② 教育機関へのスポーツ講師の派遣

(2) その他の事業

① 物品販売

② スポーツビジネスコンサルティング

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人
- (2) 監 事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故あるとき、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を

- 3 理事長に事故あるとき、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経

なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場、官報に掲示する。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	綾森 昭彦
理事	弓田 八平
理事	飯村 慎一
監事	南 信
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	1万円
	賛助会員	5千円
(2) 年会費	正会員	5千円
	賛助会員	3千円

(法 第 1 0 条関係)

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人会津女子ベースボールクラブ)

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	綾森 昭彦		有
理事	弓田 八平		無
理事	飯村 慎一		無
監事	南 信		無

備考

- 1 「役職名」には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」には、福島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第3項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



設立趣意書（法第 10 条関係）

1. 趣旨

近年、地方都市における人口減少や若年層の流出、人手不足、教育現場の負担増といった課題が深刻化しています。特に会津地域では、若者の定住促進や地域経済の活性化、教育支援の充実が急務となっています。

本法人は、これらの地域課題に対して、スポーツを通じた多面的なアプローチにより解決を図ることを目的として設立されます。具体的には、福島県初となる社会人女子硬式野球チームを創設し、全国から女子野球選手を会津地域に呼び込み、移住・定住を促進することで、地域の若年層人口の維持・増加に寄与します。また、選手を地元企業にマッチングすることで、企業の人材確保と地域経済の活性化を同時に実現します。

さらに、教育支援として中学校部活動への外部講師派遣を行い、教員の働き方改革を支援するとともに、学生には専門的かつ質の高いスポーツ指導を提供し、健全な育成環境を整えます。女子野球チームの存在は、地域の特色として話題性を生み出し、交流イベントや地元企業とのコラボレーションを通じて地域ブランドの向上にも貢献します。

本法人は、スポーツ・教育・雇用の融合による新たな価値創出を目指し、Society5.0が掲げる「人間中心の社会」の実現に資する先進的な地方創生モデルとして、地域社会の持続可能性を高める実践的な取り組みを推進してまいります。

2. 申請に至るまでの経過

令和6年12月 設立発起人 綾森昭彦、弓田八平、飯村愼一、南信が集い、NPO 法人化を検討。

令和7年4月 設立発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、滑動予算、役員の案を審議し、決定した。

令和7年10月 創立総会を開催し、議案について承認され、申請に至る。

令和7年10月7日

特定非営利活動法人 会津女子ベースボールクラブ

設立代表者：

綾森 昭彦



設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人会津女子ベースボールクラブ

1 事業実施の方針

本年度は、会津地域における女子硬式野球の普及と地域活性化を目的に、社会人女子硬式野球チームの設立・運営を中核とし、地域リーグ参入、練習・試合の開催、スポンサー獲得、情報発信を着実に実施する。また、教育分野では中学校部活動の外部講師派遣の仕組みを構築・運用し、教員の負担軽減と生徒の技能向上に寄与する。加えて、物販やサポーター会の運営等の収益事業を適切に行い、非営利活動の持続可能性を高める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 女子硬式 野球チームの運営	・チーム結成・登録 ・メンバー募集練習の実施 ・地域リーグ参入 ・ホーム・アウェイでの試合開催 ・スポンサー獲得 ・広報(HP・SNS・メディア)	(A) 通年(練習:週4回程度、練習試合年間/うち会津3試合予定) (B) 会津若松市内の野球場等(調整中)、事務所:会津若松市大町二丁目12-16 (C) 15名(監督・マネージャー含む初年度採用計)	(D) 女子野球選手 試合観戦者 (E) 不特定多数	10,850

② 教育機関 へのスポーツ講師 の派遣	・講師の募集 ・登録 ・研修 ・育委員会との協議 ・校への講師派遣 ・指導実施	・本事業年度は、 実施予定なし。	—	—
---------------------------	--	---------------------	---	---

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 物品販売	・チームグッズの企画・EC/会 場販売(ラインアップ拡充)	(A)通年 (B)試合会場・オンライン (C)3人	200
② スポーツ ビジネス コンサル ティング	・企業向け研修会の実施	(A)令和8年3月 (B)会津若松市 (C)1人	100

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人会津女子ベースボールクラブ

1 事業実施の方針

前年度の基盤整備を踏まえ、翌年度は事業の社会的インパクトと裾野拡大を図る。具体的には、女子硬式野球チームの選手層(22名程度)と試合機会(年間40試合、うち会津15試合)を拡充し、地域巡回のイベントや合宿・交流戦を体系化する。教育分野では外部講師登録者の拡大(10名程度)と研修の標準化、派遣先校の拡大(市内外8校程度)を進める。加えて、デジタル配信・ファンクラブ・ECの本格運用、物販(チームグッズ)のラインナップ拡充、企業向けスポーツビジネスコンサルティングの開始により、非営利活動の持続可能性と地域経済への波及を強化する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
女子硬式野球 チームの運 営	・チーム結成・登録 ・メンバー募集練習の実施 ・地域リーグ参入 ・ホーム・アウェイでの試合開催 ・スポンサー獲得 ・広報(HP・SNS・メディア)	(A) 通年(練習:週 4回程度、練習 試合年間20/ うち会津10試 合予定) (B) 会津若松市内 の野球場等(調 整中)、事務 所:会津若松市 大町二丁目 12-16 (C) 22名(監督・ マネージャー含 む初年度採用 計)	(D) 女子野球 選手 試合観戦 者 (E) 不特定多 数	7,400

③ 教育機関 へのス ポ ー ツ 講 師 の 派 遣	・講師の募集 ・登録 ・研修 ・育委員会との協議 ・校への講師派遣 ・指導実施	(A) 通年(年間 30 日を想定) (B) 会津若松市内 公立中学校部 活動事務所:会 津若松市大町 二丁目 12-16 (C) 5名(登録講 師)	(D)派遣講師 中学生 (E)不特定多 数	720
---	--	---	--------------------------------	-----

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 物品販売	・チームグッズの企画・EC/会場販売(ラインアップ拡充)	(A)通年 (B)試合会場・オンライン (C)3人	3,000
② スポーツ ビジネス コンサルティング	・企業向け研修会の実施	(A)令和8年10月 (B)会津地域 (C)2人	300

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人会津女子ベースボールクラブ

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	1,000,000		1,000,000
正会員受取会費	500,000		500,000
賛助会員受取入会金	500,000		500,000
賛助会員受取会費	300,000		300,000
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	3,000,000		3,000,000
サポーター支援金	500,000		500,000
3. 受取助成金等			0
受取民間助成金	5,000,000		5,000,000
4. 事業収益			0
女子野球チーム運営事業（チケット販売等）	50,000		50,000
物販販売事業		200,000	200,000
スポーツコンサルティング事業		100,000	100,000
5. その他収益			0
受取利息	1,000		1,000
雑収益	100,000		100,000
			0
経常収益計	10,951,000	300,000	11,251,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			0
法定福利費	0	0	0
福利厚生費			0
			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会場費	0		
売上原価		100,000	100,000
業務委託費	200,000		200,000
会議費	50,000		50,000
旅費交通費	1,000,000		1,000,000
減価償却費			0
支払利息			0
備品費	2,000,000		2,000,000
車両費	240,000		240,000
雑費	100,000		100,000
その他経費計	3,590,000	100,000	3,690,000
事業費計	3,590,000	100,000	3,690,000
2. 管理費（注1）			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	50,000	30,000	80,000
旅費交通費	100,000	10,000	110,000
広告宣伝費	1,500,000		1,500,000
減価償却費			0
支払利息			0
賃借料	400,000		400,000
水道光熱費	100,000		100,000
事務備品費	300,000		300,000
業務委託費	200,000		200,000
消耗品費	50,000		50,000
雑費	50,000		50,000
その他経費計	2,750,000	40,000	2,790,000
管理費計	2,750,000	40,000	2,790,000
経常費用計	6,340,000	140,000	6,480,000

当期經常増減額
Ⅲ 經常外収益
1. 固定資産売却益
經常外収益計

4,611,000	160,000	4,771,000
0	0	0

IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額 (注2)	160,000	△ 160,000	0
当期正味財産増減額	4,771,000		4,771,000
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額 (注3)	4,771,000		4,771,000

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) その他の事業で得た利益の振替額を記載する。

(注3) 次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

令和8年度の事業年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人会津女子ベースボールクラブ

(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	1,000,000		1,000,000
正会員受取会費	1,000,000		1,000,000
賛助会員受取入会金	500,000		500,000
賛助会員受取会費	600,000		600,000
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	2,000,000		2,000,000
サポーター支援金	1,000,000		1,000,000
3. 受取助成金等			0
受取民間助成金	1,000,000		1,000,000
4. 事業収益			0
女子野球チーム運営事業 (チケット販売等)	300,000		300,000
教育機関への講師派遣事業	720,000		720,000
物販販売事業		3,000,000	3,000,000
スポーツビジネスコンサルティング		300,000	300,000
		0	0
		0	0
		0	0
5. その他収益			0
受取利息	1,000		1,000
雑収益	100,000		100,000
			0
経常収益計	8,221,000	3,300,000	11,521,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			0
法定福利費	0	0	0
福利厚生費			0
			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会場費	100,000		100,000
売上原価	50,000	990,000	1,040,000
業務委託費	500,000		500,000
会議費	50,000		50,000
旅費交通費	1,000,000	200,000	1,200,000
減価償却費	100,000		100,000
支払利息			0
備品費	1,000,000		1,000,000
車両費	840,000	100,000	940,000
雑費	100,000		100,000
その他経費計	3,740,000	1,290,000	5,030,000
事業費計	3,740,000	1,290,000	5,030,000
2. 管理費 (注1)			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	50,000	30,000	80,000
旅費交通費	100,000	10,000	110,000
広告宣伝費	1,000,000	500,000	1,500,000
減価償却費			0
支払利息			0
賃借料	1,920,000		1,920,000
水道光熱費	600,000		600,000
事務備品費	200,000	100,000	300,000
業務委託費	500,000	300,000	800,000
消耗品費	50,000	50,000	100,000

雑費	50,000	50,000	100,000
その他経費計	4,470,000	1,040,000	5,510,000
管理費計	4,470,000	1,040,000	5,510,000
経常費用計	8,210,000	2,330,000	10,540,000
当期経常増減額	11,000	970,000	981,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計	0	0	0

IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額 (注2)	970,000	△ 970,000	0
当期正味財産増減額	981,000		981,000
前期繰越正味財産額 (注3)	4,771,000		4,771,000
次期繰越正味財産額 (注4)	5,752,000		5,752,000

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) その他の事業で得た利益の振替額を記載する。

(注3) 次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。